

北海道教育総合展 2026 出展申込書

北海道教育総合展実行委員 御中

出展規約に同意のうえ、以下の通り申し込みます。 申込日： 年 月 日

出展企業・団体名 (和文。法人格含む)	フリガナ		
出展企業・団体名 (英文)			
代表者名		代表者役職	
出展担当者 事務連絡・請求などを いたします	フリガナ		部署
	⑩		
			役職
	電話番号		FAX
	e-mail		
担当部署 住所	〒		
出展製品・サービス	☐ IT関連製品・サービス ☐ 学校向け設備・備品・サービス ☐ 教材・教育コンテンツ ☐ 給食・SDGs関連製品・サービス ☐ その他		
出展申込内容	フリープラン (自社で装飾する場合)	[列小間] 間口 3m x 奥行 2m 出展料 : 280,000円(税別) x _____ 小間	
		[ブロック小間 (24㎡以上)] 出展料 : 42,000円(税別) x _____ ㎡	
	パッケージプラン (スタンダードブース付)	[列小間] 間口 3m x 奥行 2m 出展料 : 350,000円(税別) x _____ 小間	
出展内容 (具体的に記載ください)			

お申込み先

北海道教育総合展実行委員会
〒003-0030 北海道札幌市白石区流通センター4丁目3番55号 アクセスサッポロ内
電話:011-865-5811 FAX:011-864-1290 kyoiku@axes.or.jp

北海道教育総合展 2026 出展規約

【1. 規約の履行】

出展者（共同出展者を含みます、以下同じ）は、北海道教育総合展 2026（以下「本展示会」と総称します）に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」（出展要項）、「出展細則・提出書類」、請求書その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容（これを以下「本展規約等」と総称します）を遵守しなくてはなりません。また出展者は、その役員・従業員等の関係者および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方（かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含む。以下これを「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します）をして本展規約等を遵守せしめるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその地涌および時期（本展示会の搬入期間・開催期間を含みます）を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体 および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合、出展申し込み受理の保留、あるいは出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

2-2. 感染症などの発生や流行地域として WHO（世界保健機関）や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送（電子メールまたは郵送による）した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出することを求める場合があります。なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。

3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者が負担するものとします）。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。

3-3. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止または期間を短縮する場合があります。この際、中止または短縮を決定した時期・事由を主催者が判断し、主催者に支払われた出展料金の一部または全部を出展者に返金することがあります。

【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。

4-2. 出展申込受理後はキャンセル料が発生し、キャンセルの事由や時期にかかわらず出展料金の全額をお支払いいただきます。

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定し、出展者はその結果に従うものとします。

5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申し込みを受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合がありますのでご注意ください。

7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに、変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方

法で主催者に届け出たうえで、了解を得なければなりません。

7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。

7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

7-10. その他、前各項のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

【8. 個人情報の取り扱い】

8-1. 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず個人情報の情報主体から「同意」を取らなければなりません。

8-2. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した管理・運営を行わなければなりません。

8-3. 出展者は、「個人情報」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。

8-4. 出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブ サイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用 への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および 主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任においてこれを解決、処理するものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、当該出展者がすみやかに補填するものとします。

9-4. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-5. 主催者は、印刷物、ウェブサイトやその他の告知宣伝物における記載の誤りなどによって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-6. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者などに生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むあらゆる損害を与えた場合、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

【10. 反社会的勢力の排除】

10-1. 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。

10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。

【11. その他】

11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。11-2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することができます。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。